

地域農業をサポートする

農業委員が決定

平成27年7月3日告示、7月8日執行の農業委員会委員一般選挙は、無投票によって5人の委員が決定しました。

また、村議会・にいがた岩船農業協同組合・下越農業共済組合・村土地改良区推薦委員4人が加わり、9人の農業委員が決まりました。任期は、平成27年8月1日から30年7月31日までの3年間となります。

8月4日に第1回の農業委員会が開催される予定です。(敬称略)

農業委員会の仕事

農地の権利移転・設定・転用（農地を農地以外の用途に使うこと）については、許可制度となっていて、この審査を行い、判断するのが農業委員会です。農業委員会は毎月定期的に開催され、皆さんから出された申請に基づいて審査を行います。

そのほか、農地の有効活用や農業振興のための調査や指導・普及、農業者年金に関することや、農地相談なども行っています。

皆さんの中で、農地の貸し借りや転用、農業者年金などのことで相談したいことがありましたら、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局（農林観光課内）
TEL 64-1447



須貝金義 (高田)

選挙・58歳



中東 進 (中東)

選挙・66歳



船山與平 (鮎谷)

選挙・68歳



高橋正雄 (鍛江沢)

選挙・64歳



高橋正 (上土沢)

議会推薦・64歳



山口孝夫 (辰田新)

選挙・67歳



田村金雄 (下土沢)

下越農済推薦・66歳



大島隆一 (上野新)

農協推薦・64歳



新野信一 (南赤谷)

改良区推薦・67歳

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.3 保険料を忘れずに納めましょう

後期高齢者医療制度は、加入者一人ひとりから保険料を納めていただき、ケガや病気になった方を高齢者の方を含めた社会全体で支えている制度です。

皆さんから納めていただく保険料は、皆さんがケガや病気をしたときの医療費などを支払うための大切な財源となります。

これからも健全な医療保険制度を維持していくために、保険料は期限内に納めましょう。

保険料の納付に口座振替をご利用ください

【保険料を納付書で納めている方(普通徴収)】

納付書で納めている方は、口座振替にすると保険料の納め忘れの心配や、納期のたびに金融機関に行く必要がなくなり大変便利です。

口座振替への手続きは、金融機関窓口もしくは役場住民福祉課にお申し込みください。

【口座振替への 手続きに必要なもの】

- 振替口座の預金通帳
- 通帳のお届け印
- 保険証

【保険料を年金から納めている方(特別徴収)】

年金から納めている方でも、手続きにより年金からの納付が中止され、口座振替による納付に変更することができます。

口座振替への手続きは、住民福祉課福祉保険班にお申し出ください。

※ご家族の口座からの納付に変更した場合、社会保険料控除は、実際にご負担した方に適用されません。これにより、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、十分ご注意ください。

保険料の納付が困難な場合には…

- ・住民福祉課福祉保険班では、納付相談をいつでも受け付けています。納付が困難な場合にはお早めにご相談ください。
- ・火災などの災害や所得の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難になったときは、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けられる場合があります。